

別表

		(-)		
有保るす定規にイ号一第項二第条一十八第令		項事通共	区分	(い)
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図		構造計算概要書	図書の種類	(ろ)
<p>。構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること</p>	<p>。構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること</p>	<p>平成十九年国土交通省告示第 号別記第一号様式による構造計算概要書（以下(二)項を除き、この表において単に「構造計算概要書」という。）に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。</p>	審査すべき事項	(は)
		<p>構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。</p>	判定すべき事項	(に)

水 平 耐 力 計 算 に よ り 安 全 性 を 確 保 せ る た め の 建 築 物

構造計算ソフト	使用構造材料一覧表	
<p>プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の種類の、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種類（規格がある場合にあつては当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。</p>	<p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p> <p>使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数</p>
<p>プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の種類の、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。</p>		

<p>令 第八十二條</p>	<p>基礎・地盤 説明書（施 行規則第一 条の三第一 項の表三の (-)項の規 定</p>	<p>地盤調査方法及びその結果が明記されて いること。 地層構成、支持地盤及び建築物（地下部 分を含む。）の位置が明記されているこ と。</p>	<p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に 関する検討内容が明記されており、それ らが適切であること。</p>	<p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造 計算が行われている場合にあつては、そ の検討内容が明記されており、それらが 適切であること。</p>	<p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造 計算が行われている場合にあつては、そ の検討内容が明記されており、それらが 適切であること。</p>	<p>特別な調査 又は研究の 結果等説明 書 法第六十八條の二十六の規定に基づく国 土交通大臣の認定を受けた構造方法等そ の他特殊な構造方法等が使用されている 場合にあつては、その認定番号、使用条 件及び内容が明記されており、それらが 適切であること。 値並びに認定番号が明記されており、当 該認定において指定された条件に適合し ていること。</p>
		<p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に 関する検討内容が明記されており、それ らが適切であること。</p>	<p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造 計算が行われている場合にあつては、そ の検討内容が明記されており、それらが 適切であること。</p>	<p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造 計算が行われている場合にあつては、そ の検討内容が明記されており、それらが 適切であること。</p>	<p>特別な調査 又は研究の 結果等説明 書 法第六十八條の二十六の規定に基づく国 土交通大臣の認定を受けた構造方法等そ の他特殊な構造方法等が使用されている 場合にあつては、その認定番号、使用条 件及び内容が明記されており、それらが 適切であること。</p>	

各号関係

<p>に基づき国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあっては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）</p>	<p>地下水位が明記されていること（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）。</p>	<p>基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>
<p>略伏図</p>	<p>各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、基礎伏図、床伏図又は小屋伏図の</p>	<p>各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、基礎伏図、床伏図又は小屋伏図の</p>		

略軸組図	部材断面表	荷重・外力 計算書	
<p>記載事項と整合していること。</p> <p>すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。</p>	<p>各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様が明記されていること。</p>	<p>固定荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p> <p>各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下この表において「特殊な荷重」という。）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切に設定されていること。</p>
<p>記載事項と整合していること。</p> <p>すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。</p>		<p>固定荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p> <p>各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切に設定されていること。</p>

<p>～ 応力計算書 (応力図及び基礎反力 図を含む。</p>						
<p>地震時(風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつ</p>	<p>略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。</p>	<p>土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>
<p>地震時(風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつ</p>	<p>略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。</p>	<p>土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>

<p>断面計算書 (断面検定 比図を含む 。)</p>	<p>断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。</p> <p>応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。</p> <p>断面計算書に記載されている構造耐力上</p>	<p>断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。</p> <p>応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。</p>		<p>平成十九年国土交通省告示第 号別記第四号様式に定める基礎反力図（以下この表において単に「基礎反力図」という。）が明示されており、それらが適切であること。</p>	<p>基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。</p>		<p>平成十九年国土交通省告示第 号別記第三号様式に定める応力図（以下この表において単に「応力図」という。）が明示されており、それらが適切であること。</p>	<p>応力図が明示されており、それらが適切であること。</p>		<p>ては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>ては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率が明記されており、それらが適切であること。</p>
---	---	---	--	---	-----------------------------------	--	---	---------------------------------	--	---	---

<p>令第令 層間変形角 計算書</p>	<p>使用上の支 障に関する 計算書</p>		<p>基礎ぐい等 計算書</p>		
<p>層間変位の計算に用いる地震力と荷重・ 外力計算書で算出した地震力とが整合し</p>	<p>はり又は床版に生ずるたわみが令第八十 二条第四号の規定に適合していること。</p>	<p>基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐 力上主要な部分である部材に生ずる力が 応力計算書において適切に反映されてい ること。</p>	<p>基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐 力上主要な部分である部材に関する構造 計算が建築基準法令の規定に適合してい ること。</p>	<p>平成十九年国土交通省告示第 号別 記第五号様式に定める断面検定比図（以 下この表において単に「断面検定比図」 という。）が明示されており、それらが 適切であること。</p>	<p>主要な部分である部材の断面の形状、寸 法及び鉄筋の配置と部材断面表の内容と が整合していること。</p>
<p>層間変位の計算に用いる地震力と荷重・ 外力計算書で算出した地震力とが整合し</p>		<p>基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐 力上主要な部分である部材に生ずる力が 応力計算書において適切に反映されてい ること。</p>	<p>基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐 力上主要な部分である部材に関する構造 計算が建築基準法令の規定に適合してい ること。</p>	<p>断面検定比図が明示されており、それら が適切であること。</p>	



三の条二十八第令		係関二の条二十八				
保有水平耐力計算書		層間変形角計算結果一覧表				
各階及び各方向の保有水平耐力の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>保有水平耐力計算に用いる地震力と荷重</li> <li>外力計算書で算出した地震力とが整合していること。</li> </ul>	損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること（層間変形角が二百分の一を超え百二十分の一以内である場合に限る。）。	各階及び各方向の層間変形角が二百分の一以内であること。	各階及び各方向の層間変形角の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	ていること。
各階及び各方向の保有水平耐力の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>保有水平耐力計算に用いる地震力と荷重</li> <li>外力計算書で算出した地震力とが整合していること。</li> </ul>	損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること（層間変形角が二百分の一を超え百二十分の一以内である場合に限る。）。	各階及び各方向の層間変形角が二百分の一以内であること。	各階及び各方向の層間変形角の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	ていること。

<p>保有水平耐力計算結果一覧表</p>	<p>各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること。</p>	<p>各階及び各方向の必要保有水平耐力の算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>令第八十二条の三第二号に規定する各階の形状特性を表す <math>F_{es}</math> (以下この表において「<math>F_{es}</math>」という。)の算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>令第八十二条の三第二号に規定する各階の構造特性を表す <math>D_s</math> (以下この表において「<math>D_s</math>」という。)の算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>
<p>各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること。</p>	<p>各階及び各方向の必要保有水平耐力の算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>各階の <math>F_{es}</math> の算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>各階の <math>D_s</math> の算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>	
<p>架構の崩壊形が明記されており、それら</p>	<p>架構の崩壊形が明記されており、それら</p>	<p>架構の崩壊形が明記されており、それら</p>	<p>架構の崩壊形が明記されており、それら</p>	<p>架構の崩壊形が明記されており、それら</p>	

<p>が適切であること。</p>	<p>保有水平耐力、<math>D_s</math>、<math>F_{es}</math> 及び必要保有水平耐力の数値が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>各階及び各方向の <math>D_s</math> の算定時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材の部材群としての部材種別が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向そ</p>
<p>が適切であること。</p>	<p>保有水平耐力、<math>D_s</math>、<math>F_{es}</math> 及び必要保有水平耐力の数値が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>各階及び各方向の <math>D_s</math> の算定時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材の部材群としての部材種別が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向そ</p>

令第十八条の四関係係				
使用構造材料一覧表	伏図、断面図及び小屋	各階平面図、二以上の立面図、二以上の断面図		
屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種類（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。		屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の位置、形状及び寸法が明記されていること。	保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であること。	それぞれにおけるせん断力と層間変形角の関係が明記されており、それらが適切であること。
使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。			保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であること。	それぞれにおけるせん断力と層間変形角の関係が明記されており、それらが適切であること。

(二)				
令第十八条第二項				
構造計算概要書	屋根ふき材等計算書	応力計算書	荷重・外力計算書	
平成十九年国土交通省告示第 号別記第二号様式による構造計算概要書（以下この項において単に「構造計算概要書」という。）に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。	。屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第十八条の四の規定に適合していること。	。屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	。風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それが建築基準法令の規定に適合していること。	。使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。
構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。	。屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第十八条の四の規定に適合していること。	。屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	。風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それが建築基準法令の規定に適合していること。	

使用構造材料一覧表	構造計算チエックリスト	建築物たかめを確	計算耐力限界する規定に	一号
<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては当該</p>	<p>プログラムによる構造計算を行う場合に、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。</p>	<p>構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること</p>	<p>各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること</p>	<p>各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図</p>
	<p>プログラムによる構造計算を行う場合に、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。</p>			

<p>特別な調査又は研究の結果等説明書</p>			
<p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造</p>	<p>法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特種な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。</p>
<p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造</p>	<p>法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特種な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容が明記されており、それらが適切であること。</p>		

	<p>計算が行われている場合にあつては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。</p> <p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>計算が行われている場合にあつては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。</p> <p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。</p>
<p>基礎・地盤説明書（施行規則第一</p>	<p>地盤調査方法及びその結果が明記されていること。</p>	
<p>条の三第一項の表三の</p>	<p>地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置が明記されていること。</p>	
<p>(二)項の規定に基づき国土交通大臣</p>	<p>地下水位が明記されていること（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）。</p>	
<p>があらかじめ適切であると認定し</p>	<p>基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	
<p>た算出方法により基礎</p>	<p>構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定</p>	
<p>ぐいの許容支持力を算出する場合</p>		
<p>で当該認定に係る認定</p>		



<p>書の写しを添えた場合にあっては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）</p>	<p>略伏図</p>	<p>略軸組図</p>	<p>部材断面表</p>	<p>荷重・外力</p>
<p>した地盤の特性値が明記されており、それらが適切であること。</p> <p>地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置が、基礎伏図、床伏図又は小屋伏図の記載事項と整合していること。</p>	<p>すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。</p>	<p>各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様が明記されていること。</p>	<p>固定荷重の数値及びその算出方法が明記</p>
	<p>各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置が、基礎伏図、床伏図又は小屋伏図の記載事項と整合していること。</p>	<p>すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。</p>		<p>固定荷重の数値及びその算出方法が明記</p>

計算書

<p>されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切に設定されていること。</p>	<p>積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>地震力（令第八十二条の五第三号に係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>
<p>されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切に設定されていること。</p>	<p>積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>地震力（令第八十二条の五第三号に係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>

	<p>応力計算書 （応力図及び基礎反力図を含む。） ～（地下部分の計算を含む。）</p>		
<p>地震力（令第八十二条の五第五号ハに係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p> <p>地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあっては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率が明記されており、それらが適切であること。</p> <p>応力図が明示されており、それらが適切</p>
<p>地震力（令第八十二条の五第五号ハに係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p> <p>地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあっては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率が明記されており、それらが適切であること。</p> <p>応力図が明示されており、それらが適切</p>

<p>積雪・暴風時耐力計算書</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>		<p>断面検定比図が明示されており、それらが適切であること。</p>	<p>断面検定比図が明示されており、それらが適切であること。</p>		<p>断面計算書に記載されている構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置と部材断面表の内容とが整合していること。</p>			<p>応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。</p>	<p>応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。</p>	<p>断面計算書（断面検定比図を含む。）</p>	<p>断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。</p>	<p>断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。</p>		<p>基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。</p>	<p>基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。</p>		<p>であること。</p>	<p>であること。</p>
--------------------	--	--	--	------------------------------------	------------------------------------	--	---	--	--	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------	---	---	--	-----------------------------------	-----------------------------------	--	---------------	---------------

	積雪・暴風時耐力計算結果一覧表	損傷限界に関する計算書
部を含む。)の耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)に生ずる力及び耐力並びにその比率が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の損傷限界変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。 建築物の損傷限界固有周期の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
部を含む。)の耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)に生ずる力及び耐力並びにその比率が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の損傷限界変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。 建築物の損傷限界固有周期の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
部を含む。)の耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。 建築物の損傷限界固有周期に依じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	部を含む。)の耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。 建築物の損傷限界固有周期に依じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	地震時に各階に生ずる層間変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
地震時に各階に生ずる層間変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。		

<p>損傷限界に 関する計算 結果一覧表</p>	<p>表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p> <p>各階及び各方向の損傷限界耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p> <p>各階の損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p> <p>令第八十二条の五第三号ハに規定する地震力が損傷限界耐力を超えていないこと。</p> <p>損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一以内であること。</p> <p>損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること（損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一を超え百二十分の一以内である場合に限る。）。</p>	<p>表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p> <p>各階及び各方向の損傷限界耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p> <p>各階の損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p> <p>令第八十二条の五第三号ハに規定する地震力が損傷限界耐力を超えていないこと。</p> <p>損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一以内であること。</p> <p>損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること（損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一を超え百二十分の一以内である場合に限る。）。</p>
----------------------------------	--	--

<p>安全限界に 関する計算 書</p>	<p>各階及び各方向の安全限界変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>建築物の安全限界固有周期の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>建築物の安全限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>各階及び各方向の保有水平耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>構造耐力上主要な部分である柱、はり若</p>
<p>各階及び各方向の安全限界変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>建築物の安全限界固有周期の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>建築物の安全限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>各階及び各方向の保有水平耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>構造耐力上主要な部分である柱、はり若</p>	

	<p>しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること。</p>	<p>安全限界に関する計算結果一覧表</p>	<p>各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布が明記されており、それらが適切であること。</p>		<p>各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が明記されており、それらが適切であること。</p>		<p>各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が七十五分の一（木造である階にあつては、三十分の一）を超える場合にあつては、建築物の各階が荷重及び外力に耐えることができることについての検証内容が適切であること。</p>		<p>表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値を精算法で算出する場合にあつては、工学的基盤の条件が建築基準法令の規定に適合していること。</p>
<p>しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること。</p>	<p>各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が七十五分の一（木造である階にあつては、三十分の一）を超える場合にあつては、建築物の各階が荷重及び外力に耐えることができることについての検証内容が適切であること。</p>	<p>表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値を精算法で算出する場合にあつては、工学的基盤の条件が建築基準法令の規定に適合していること。</p>					



<p>令第八十二条の五第五号ハに規定する地震力が保有水平耐力を超えていないこと。</p>	<p>各階及び各方向の安全限界変形時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>各階及び各方向の安全限界変形時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる塑性ヒンジ及び変形の発生状況が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる塑性ヒンジ及び変形の発生状況が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向それぞれにおけるせん断力と層間変形角の関係が明記されており、それらが適切であること。</p>
<p>令第八十二条の五第五号ハに規定する地震力が保有水平耐力を超えていないこと。</p>	<p>各階及び各方向の安全限界変形時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>各階及び各方向の安全限界変形時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる塑性ヒンジ及び変形の発生状況が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる塑性ヒンジ及び変形の発生状況が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向それぞれにおけるせん断力と層間変形角の関係が明記されており、それらが適切であること。</p>

(三)						
第令						
通共						
要書	構造計算概要	土砂災害特別警戒区域内破壊防止計算書	屋根ふき材等計算書	使用上の支障に関する計算書		基礎ぐい等計算書
	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。	居室を有する建築物の外壁等が令第八十二条の五第八号の規定に適合していること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第八十二条の五第七号の規定に適合していること。	はり又は床版に生ずるたわみが令第八十二条第四号の規定に適合していること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力が応力計算書において適切に反映されていること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。
	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。	居室を有する建築物の外壁等が令第八十二条の五第八号の規定に適合していること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第八十二条の五第七号の規定に適合していること。		基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力が応力計算書において適切に反映されていること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。

安に算計等度力応容許るす定規にイ号二第項二第条一十八  
 項事

<p>使用構造材          料一覧表</p>	<p>構造計算チ          エツクリス          ト</p>	<p>各階平面図、          二面以上の          の立面図、          二面以上の          断面図、基          礎伏図、各          階床伏図、          小屋伏図、          二面以上の          軸組図及び          構造詳細図</p>	<p>各階平面図、          二面以上の          の立面図、          二面以上の          断面図、基          礎伏図、各          階床伏図、          小屋伏図、          二面以上の          軸組図及び          構造詳細図</p>
<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては当該</p>	<p>プログラムの使用条件に適合していること。</p>	<p>プログラムの使用条件に適合していること。</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。</p>
<p>プログラムの使用条件に適合していること。</p>	<p>プログラムの使用条件に適合していること。</p>	<p>プログラムの使用条件に適合していること。</p>	<p>プログラムの使用条件に適合していること。</p>

物築建ためか確を性全

<p>特別な調査 又は研究の 結果等説明 書</p>			
<p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造 適切であること。</p>	<p>法第六十八条の二十六の規定に基づく国 土交通大臣の認定を受けた構造方法等そ の他特特殊な構造方法等が使用されている 場合にあつては、その認定番号、使用条 件及び内容が明記されており、それらが 適切であること。</p>	<p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及 び材料強度の数値及びそれらの算出方法 が明記されており、それらが建築基準法 令の規定に適合していること。</p>	<p>規格）及び使用部位が明記されており、 それらが記載された構造詳細図その他の 図書と整合していること。</p>
<p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造 適切であること。</p>	<p>法第六十八条の二十六の規定に基づく国 土交通大臣の認定を受けた構造方法等そ の他特特殊な構造方法等が使用されている 場合にあつては、その認定番号、使用条 件及び内容が明記されており、それらが 適切であること。</p>		

令第十八条各号関係											
基礎・地盤説明書（施行規則第一	条の三第一	項の表三の	(三)項の規定	に基づき国土交通大臣	があらかじめ適切であると認定した算出方法	により基礎	ぐいの許容	支持力を算	出する場合	で当該認定	に係る認定
地盤調査方法及びその結果が明記されていること。	地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置が明記されていること。	地下水位が明記されていること（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）。	基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定							
計算が行われている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。	計算が行われている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。	計算が行われている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。	計算が行われている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。	計算が行われている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。	計算が行われている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。	計算が行われている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。	計算が行われている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。	計算が行われている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。	計算が行われている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。	計算が行われている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。	計算が行われている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。

<p>書の写しを添えた場合にあっては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）</p>	<p>略伏図</p>	<p>略軸組図</p>	<p>部材断面表</p>	<p>した地盤の特性値が明記されており、それらが適切であること。</p> <p>地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>
<p>固定荷重の数値及びその算出方法が明記</p>	<p>各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置が、基礎伏図、床伏図又は小屋伏図の記載事項と整合していること。</p>	<p>すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。</p>	<p>各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様が明記されていること。</p>	

計算書

<p>されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切に設定されていること。</p>	<p>積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>地震力（令第八十二条の五第三号に係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>
<p>されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切に設定されていること。</p>	<p>積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>地震力（令第八十二条の五第三号に係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>

	<p>応力計算書 (応力図及び基礎反力図を含む。)</p>		
<p>地震力（令第八十二条の五第五号ハに係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p> <p>地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率が明記されており、それらが適切であること。</p> <p>応力図が明示されており、それらが適切</p>
<p>地震力（令第八十二条の五第五号ハに係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p> <p>地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率が明記されており、それらが適切であること。</p> <p>応力図が明示されており、それらが適切</p>



			基礎ぐい等 計算書	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。		断面検定比図が明示されており、それらが適切であること。	断面検定比図が明示されており、それらが適切であること。		断面計算書に記載されている構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置と部材断面表の内容とが整合していること。			応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。	応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。	断面計算書（断面検定比図を含む）	断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。	断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。		基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。	基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。		であること。	であること。
--	--	--	--------------	--	--	--	-----------------------------	-----------------------------	--	--	--	--	------------------------	------------------------	------------------	--	--	--	----------------------------	----------------------------	--	--------	--------

令 第 十 八 条 二 の 関 係			
層間変形角 計算結果一 覧表		層間変形角 計算書	使用上の支 障に関する 計算書
損傷が生ずるおそれのないことについての 検証内容が適切であること（層間変形 角が二百分の一を超え百二十分の一以内	各階及び各方向の層間変形角が二百分の 一以内であること。	地震力によって各階に生ずる水平方向の 層間変位の算出方法が明記されており、 それらが適切であること。	力上主要な部分である部分に生ずる力が 応力計算書において適切に反映されてい ること。
損傷が生ずるおそれのないことについての 検証内容が適切であること（層間変形 角が二百分の一を超え百二十分の一以内	各階及び各方向の層間変形角が二百分の 一以内であること。	各階及び各方向の層間変形角の算出方法 が明記されており、それらが適切である こと。	力上主要な部分である部分に生ずる力が 応力計算書において適切に反映されてい ること。
		層間変位の計算に用いる地震力と荷重・ 外力計算書で算出した地震力とが整合し ていること。	はり又は床版に生ずるたわみが令第八十 二条第四号の規定に適合していること。
		層間変位の計算に用いる地震力と荷重・ 外力計算書で算出した地震力とが整合し ていること。	

令第十八条の四関係係				
使用構造材料一覧表	伏図 図及び小屋 以上の断面 立面図、二 、二以上の 各階平面図			
<p>使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数</p>	<p>屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種類（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。</p>	<p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の位置、形状及び寸法が明記されていること。</p>	<p>である場合に限る。）。</p>
				<p>である場合に限る。）。</p>

令第十八条の六関係係		剛性率・偏心率等計算書	屋根ふき材等計算書	応力計算書	荷重・外力計算書	
各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法	各階及び各方向の剛性率の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第八十二条の四の規定に適合していること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	値並びに認定番号が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。
各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法	各階及び各方向の剛性率の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第八十二条の四の規定に適合していること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	

		(四)	
令第十八条			
共通事項			
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の	構造計算概要書	剛性率・偏心率等計算結果一覧表	
寸法が明記されている	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種類並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記されており、それらが記載さ	令第八十二条の六第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準に適合していること。	各階及び各方向の偏心率の算出方法が明記されており、それらが適切であること。
	されてお	各階の剛性率が百分の六以上、各階の偏心率が百分の十五以下であること。	各階及び各方向の偏心率の算出方法が明記されており、それらが適切であること。
	記されてお	令第八十二条の六第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準に適合していること。	各階及び各方向の偏心率の算出方法が明記されており、それらが適切であること。
	り、それら	各階の剛性率が百分の六以上、各階の偏心率が百分の十五以下であること。	各階及び各方向の偏心率の算出方法が明記されており、それらが適切であること。
	が適切である	令第八十二条の六第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準に適合していること。	各階及び各方向の偏心率の算出方法が明記されており、それらが適切であること。
	こと。	各階の剛性率が百分の六以上、各階の偏心率が百分の十五以下であること。	各階及び各方向の偏心率の算出方法が明記されており、それらが適切であること。

に四の条二十八第令び及号各条二十八第令るす定規に項三

使用構造材料一覧表	構造計算プログラム	断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図
<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種類（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。</p> <p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及</p>	<p>プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。</p>	<p>。れた図書相互において整合していること</p> <p>構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種類が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること</p>

定 め る こ と によ り 構 造 計 算 によ り 安 全 性 を 確 保 した り ため 建築 する

<p>特別な調査 又は研究の 結果等説明 書</p>	<p>法第六十八条の二十六の規定に基づく国 土交通大臣の認定を受けた構造方法等そ の他特殊な構造方法等が使用されている 場合にあつては、その認定番号、使用条 件及び内容が明記されており、それらが 適切であること。</p> <p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造 計算が行われている場合にあつては、そ の検討内容が明記されており、それらが 適切であること。</p> <p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に</p>	<p>び材料強度の数値及びそれらの算出方法 が明記されており、それらが建築基準法 令の規定に適合していること。</p> <p>使用する指定建築材料が法第三十七条の 規定に基づく国土交通大臣の認定を受け たものである場合にあつては、その使用 位置、形状及び寸法、当該構造計算にお いて用いた許容応力度及び材料強度の数 値並びに認定番号が明記されており、当 該認定において指定された条件に適合し ていること。</p>	

令第十八条各号関係						
基礎・地盤説明書（施行規則第一	条の三第一	項の表三の	（四）項の規定に基づき国	土交通大臣	があらかじめ適切であると認定し	た算出方法により基礎
ぐいの許容支持力を算出する場合	で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあっては	、当該算出方法に係る	地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置が明記されていること。	地下水位が明記されていること（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）。	基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が明記されており、それらが適切であること。
関する検討内容が明記されており、それが適切であること。	地盤調査方法及びその結果が明記されていること。	地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置が明記されていること。	地下水位が明記されていること（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）。	基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が明記されており、それらが適切であること。	地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出



<p>図書のうち 国土交通大 臣の指定し たものを除 く。）</p>	<p>略伏図</p>	<p>略軸組図</p>	<p>部材断面表</p>	<p>荷重・外力 計算書</p>
<p>方法が明記されており、それらが建築基 準法令の規定に適合していること。</p>	<p>各階の構造耐力上主要な部分である部材 の種類、配置及び寸法並びに開口部の位 置が基礎伏図、床伏図又は小屋伏図の記 載事項と整合していること。</p>	<p>すべての通りの構造耐力上主要な部分で ある部材の種類、配置及び寸法並びに開 口部の位置が軸組図の記載事項と整合し ていること。</p>	<p>各階及びすべての通りの構造耐力上主要 な部分である部材の断面の形状、寸法及 び仕様が明記されていること。</p>	<p>固定荷重の数値及びその算出方法が明記 されており、それらが建築基準法令の規 定に適合していること。</p>
				<p>各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の 数値及びその算出方法が明記されており</p>

<p>、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切に設定されていること。</p>	<p>積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>地震力（令第八十二条の五第三号に係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>地震力（令第八十二条の五第五号に係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>

<p>応力計算書 (応力図及び基礎反力図を含む。)</p>	
<p>基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。</p>	<p>応力図が明示されており、それらが適切であること。</p>
<p>地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>
<p>略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。</p>	<p>土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>

<p>使用上の支</p>	<p>基礎ぐい等 計算書</p>	<p>断面計算書 (断面検定 比図を含む 。)</p>				
<p>はり又は床版に生ずるたわみが令第八十</p>	<p>基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部分に生ずる力が応力計算書において適切に反映されていること。</p>	<p>基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>断面検定比図が明示されており、それらが適切であること。</p>	<p>断面計算書に記載されている構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置と部材断面表の内容とが整合していること。</p>	<p>応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。</p>	<p>断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。</p>

令第十八条の四関係		計算書
使用構造材料一覧表	各階平面図、二以上の立面図、二以上の断面図及び小屋伏図	二条第四号の規定に適合していること。
使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の位置、形状及び寸法が明記されていること。
使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算にお		

(備考)			
<p>令第八十一条第二項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により安全性を確かめた建築物については、施行規則第一条の第三項第一号ロ(2)iiの規定により提出された構造計算書等に基づき、それぞれこの表の各項に準じて審査するものとする。</p>			
荷重・外力 計算書	応力計算書	屋根ふき材 等計算書	
<p>風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第八十二条の四の規定に適合していること。</p>	<p>いて用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。</p>